

原子力防災のしおり

女川原子力発電所で事故が発生した場合には、事故の進展に応じた必要な対策がとられますので、住民の皆様は県や市町からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

原子力災害情報の 広報が行われたら

- 放射線は、人間の五感では感じるできません。思い込みや不正確な情報をもとに行動することは、非常に危険です。
- 県や市町からの広報に注意して、落ちついて行動してください。



テレビ、ラジオのスイッチを入れ、正確な情報をつかむ。



防災行政無線、広報車、インターネットなどの情報に注意する。



漁船や航行中の船舶には、海上保安庁や漁業無線局等より情報をお伝えします。



お隣の方と情報の確認をしてください。



県や市町の情報に基づいて行動し、間違った情報やうわさ等にまどわされないようにしてください。

- 実際に原子力災害が起きてしまった場合に備えて、「原子力防災のしおり」や「原子力防災の手引き」*を読んで、どのように行動すればよいかを確認しましょう。

*「原子力防災の手引き」は、女川原子力発電所から概ね30km圏内に位置する行政区内のご家庭に全戸配布しています。県原子力安全対策課のホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gentai/tebiki.html>



- 原子力災害時の行動は、対象市町別・地区別に「原子力災害時の防災対応マニュアル」*としても取りまとめています。あわせてご確認ください。

*「原子力災害時の防災対応マニュアル」は、女川原子力発電所から概ね30km圏内に位置する行政区内のご家庭に全戸配布しています。県原子力安全対策課のホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gentai/bousai-manual.html>



お知らせ

令和
4年度

宮城県原子力防災訓練

を行います。ご協力をお願いします。

住民避難訓練
実施日

令和4年 **10月29日(土)**

(災害対策本部運営訓練や、一部の学校等で行う屋内退避訓練などは別日程で実施予定です)

住民の皆様へ

訓練中は、防災行政無線や緊急速報メール等による広報を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、**実際に避難していただく必要はありません。**安定ヨウ素剤を事前に配布されている地域の方は、誤って飲まないように注意してください。



原子力防災訓練の目的

女川原子力発電所で事故が発生した場合に備え、県及び関係市町では、年1回、原子力防災訓練を実施しています。

原子力防災訓練は、原子力発電所で事故が発生したとの想定で各種住民防護対策を実施し、防災対策の手順等を確認するものです。また、住民の皆様には避難訓練等への参加を通じて、緊急時にどのような行動が必要なのかを確認していただきます。

事故の想定

原子力発電所には、何重もの安全設備がありますが、今回の訓練は、避難を必要とする事故を想定するために、これらの設備が次々と故障し、さまざまな対策が行われるものの、放射性物質が放出されるという想定のもとに行います。

- 本案内や訓練の内容は、県原子力安全対策課ホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gentai/gentaib-kunren.html>

※天候、災害等の状況により、訓練内容の変更や一部中止となる場合があります。



主催 宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町

お問い合わせ先	宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課	電話 022-211-2341	東松島市総務部防災課	電話 0225-82-1111(代)
	女川町企画課	電話 0225-54-3131(代)	涌谷町総務課	電話 0229-43-2111(代)
	石巻市総務部危機対策課	電話 0225-95-1111(代)	美里町防災管財課	電話 0229-33-2142
	登米市総務部防災危機対策室	電話 0220-23-7393	南三陸町総務課	電話 0226-46-1376

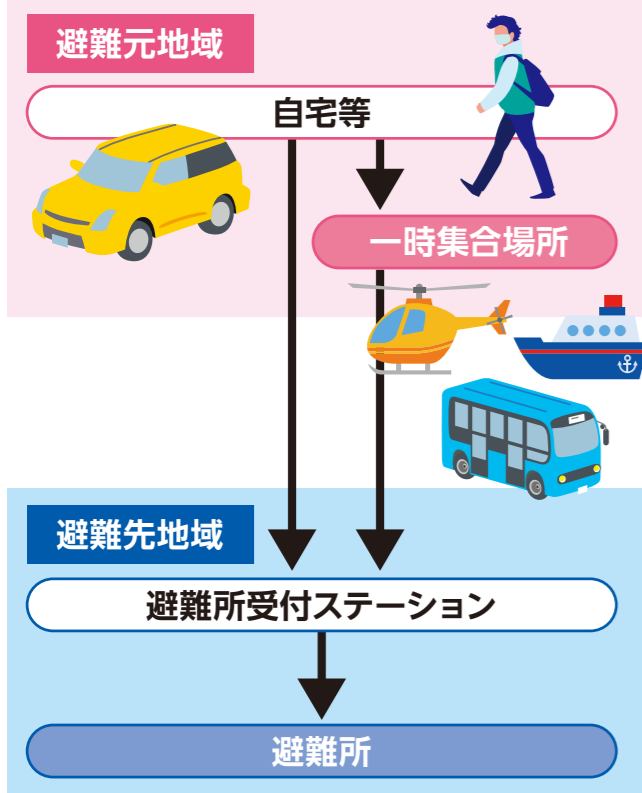
差出 宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1 TEL022-211-2341

訓練の主な内容を紹介します

一部の住民の方を対象にした避難訓練を行います
 (事前に市役所、町役場から連絡のあった方以外は、実際に避難していただく必要はありません)

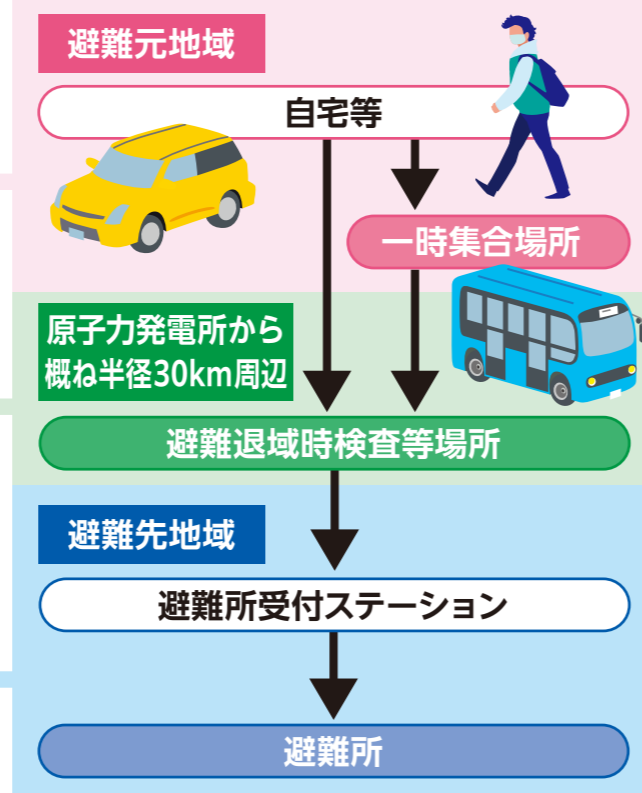
対象:PAZ、準PAZにお住まいの方

避難の流れ



対象:UPZにお住まいの方

一時移転の流れ



避難方法

- 避難指示、一時移転指示が出された場合は、自家用車等で避難所受付ステーション等を経由してあらかじめ指定された避難所に避難します。
- 自家用車による移動ができない場合は、指定された一時集合場所に集合し、用意されたバス、船舶、ヘリコプター等で避難します。



避難退域時検査等場所

- 放射性物質が放出された後に避難する場合は、あらかじめ指定された「避難退域時検査等場所」を経由し、放射性物質の付着状況を検査します。
- 車両や代表者の汚染状況の検査を行い、必要に応じて簡易除染を実施します。



避難所受付ステーション

- あらかじめ指定された「避難所受付ステーション」に着いたら避難先の指示を受け、避難所に移動します。

避難所

- 今回の訓練では、感染症流行に対応した設営を行います。



主な訓練実施場所



これらのほか、実動機関(自衛隊、海上保安庁など)による、住民避難支援訓練を各地で実施します。
 (詳細は県ホームページを御覧ください)

©GeoTechnologies, Inc.
 [許諾番号: PL1702]

凡例

- 避難所関係
- 避難所関係(別日に実施)
- 防災関係機関(別日に実施)
- ◎ 放射線防護対策施設(屋内退避)

※災害が発生し、又は発生するおそれのあると認められるときなどは、訓練内容や訓練実施場所等が一部変更となることがあります。